

## マイナンバーカード申請機能付証明写真機設置場所の貸付についての入札説明書

板橋区（以下「区」という。）では、マイナンバーカード申請希望者に対する簡易な手段の提供、各種手続きで証明写真が必要な方への対応、施設等の余裕スペースの活用並びに収入確保を図るため、区施設に設置するマイナンバーカード申請機能付証明写真機（以下「証明写真機」という。）の設置事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

### 1 入札物件

物件番号	所在地・施設名等	設置面積	設置可能範囲	型式
1	板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 板橋区役所 1 階	2.16 m <sup>2</sup>	横 1.8m×奥行 1.2m	バリアフリー型
2	板橋区仲町 20 番 5 号 仲町区民事務所 2 階	2.16 m <sup>2</sup>	横 1.8m×奥行 1.2m	バリアフリー型
3	板橋区小豆沢二丁目 19 番 15 号 志村坂上区民事務所 1 階	0.91 m <sup>2</sup>	横 1.3m×奥行 0.7m	ボックス型
4	板橋区坂下二丁目 18 番 1 号 蓮根区民事務所 1 階	1.35 m <sup>2</sup>	横 1.5m×奥行 0.9m	ボックス型
5	板橋区赤塚六丁目 38 番 1 号（赤塚庁舎） 下赤塚区民事務所 1 階	2.16 m <sup>2</sup>	横 1.8m×奥行 1.2m	バリアフリー型
6	板橋区高島平三丁目 12 番 28 号 高島平区民事務所 1 階（屋外）	1.35 m <sup>2</sup>	横 1.5m×奥行 0.9m	ボックス型

※各物件とも設置場所は別紙配置図のとおりとします。

**※落札した場合、上記物件に証明写真機各 1 台（全 6 台）を全て設置することを入札参加の条件とします。**

### 2 スケジュール

項目	日程
入札説明書配布	令和 6 年 11 月 18 日（月）から
入札参加申込受付期間	令和 6 年 11 月 18 日（月）から令和 6 年 11 月 28 日（木）まで
入札参加資格の通知	令和 6 年 12 月 2 日（月）
質問受付期間	令和 6 年 12 月 2 日（月）から令和 6 年 12 月 5 日（木）
質問回答期限	令和 6 年 12 月 11 日（水）
入札及び開札	令和 6 年 12 月 16 日（月）
契約書等の提出	令和 6 年 12 月 27 日（金）
貸付開始	令和 7 年 4 月 1 日（火）

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を受けているもしくは過去に受けたことのある団体、その他役員または構成員でない者であること。
- (4) 法人にあつては東京都内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては板橋区内で事業を営んでいること。
- (5) 自動証明写真機の設置業務（国・地方公共団体に設置しているものに限る）において、令和 6 年 11 月 18 日現在、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。
- (6) 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 6 日区長決定）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体もしくはその構成員でないこと。
- (8) 申込開始日から開札日までに東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成 17 年 3 月 31 日区長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

#### 4 最低入札価格（月額）

	施設名等	最低入札価格 (月 額)	内 訳
1	板橋区役所 1 階	140,820 円	91,565 円
2	仲町区民事務所 2 階		3,765 円
3	志村坂上区民事務所 1 階		6,370 円
4	蓮根区民事務所 1 階		1,413 円
5	下赤塚区民事務所 1 階		18,120 円
6	高島平区民事務所 1 階		19,587 円

※ 最低入札価格（月額）には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されておりません。

#### 5 証明写真機の設置条件

##### (1) 設置事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき区が事業者に対し、証明写真機を設置するために行政財産である土地若しくは建物の一部を賃貸するものです。

##### (2) 設置する証明写真機

マイナンバーカードのオンライン申請に対応している証明写真機

※無線 LAN において 4G 回線の通信形態を確保すること。

##### (3) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

##### (4) 貸付料

①入札により貸付料を決定します。入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当

する額を加算した金額をもって月額貸付料とします。

②各年度の貸付料を区が定める期限までに納付(1年分の貸付料を一括前払い)していただきます。

③貸付期間内に30日以上連続して、施設の維持管理に係る補修工事等のため証明写真機を使用できないときは、既納の貸付料のうち、当該期間中の貸付料を日割り計算により返還を求めることができます。

(5) 設置費の負担等

証明写真機の設置・撤去、証明用電気計器(以下「子メーター」という。)の設置、電源を確保するための電気工事(電源が無い場合)並びに安全対策等は設置事業者が行い、これに要する費用はすべて設置事業者の負担とします。また、電気工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けてください。

(6) 電気料金

子メーターを設置していただき、電気料金を区が発行する納入通知書により、指定する日までに納入していただきます。

毎月の電気料計算方式は次のとおりです。

【計算方式】				
貸付物件の		子メーターの直結する	子メーターの表示する	
月額電気料金	=	親メーターによって	月間消費電力量	
		計算される月額電気料金	×	子メーターの直結する
				親メーターの表示する
				月間消費電力量

(7) 利用料金

証明写真機の利用料金は、市場価格を逸脱しない料金設定としてください。

(8) 機器等の維持管理責任

① 証明写真機の設置にあたっては、日本工業規格(JIS規格)に準拠した転倒防止措置など、安全に十分配慮してください。

② 証明写真機の整備や釣銭・消耗品補充、売上金の回収等の一切の維持管理は設置事業者が適切に行い、正常に機能するよう注意してください。また、メンテナンスの結果発生したゴミの回収やリサイクルは適切に行ってください。

③ 撮影方法、写真サイズ、マイナンバーカード交付申請方法等について証明写真機のわかりやすい位置に説明の表示をしてください。特に利用料金、それに対応するサービスなどについて、利用者に対して誤解を与えることのないよう、区と協議のうえ、機器に明確で充分な説明の表示をしてください。

④ 証明写真機の故障、保守修理、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において速やかに対応してください。故障等の連絡にかかる経費は設置事業者の負担とします。また、証明写真機に故障時等の連絡先を明記してください。

⑤ 偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防犯対策を講じてください。

⑥ 「ボックス型」、「バリアフリー型」の指定に応じた証明写真機を設置してください。

「バリアフリー型」は、車いす利用の方でもそのまま使用できるなど、高齢者、障がい者

等の利用に配慮した機能とします。

- ⑦ 証明写真機の外観は、デザインや使用する色彩など、設置場所周辺との調和に努めてください。
- ⑧ 電球にLEDを使用し、未使用時の消灯等の省電力対応を行い、環境負荷の軽減に努めてください。
- ⑨ 証明写真機の管理及び販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示はできません。

(9) 現状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したときは、証明写真機を指定期日までに撤去し、設置場所の現状回復をしてください。

(10) その他

関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、商品販売に必要な許可、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行ってください。

## 6 実績報告

月毎の販売件数及び売上金額について、設置場所ごとに区へ報告してください。(任意の書式で可。) また、年度毎に実績報告書(様式5号)を作成し、区へ報告してください。

## 7 入札参加申込書及び提出書類

次に該当するものを各1部提出してください。なお、提出していただいた書類は返却いたしません。

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申込書(様式1号)	○	○
②	誓約書(様式2号)	○	○
③	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	
④	住民票の写し		○
⑤	納税証明書その1	○	○
⑥	設置するマイナンバーカード申請機能付証明写真機のカatalog	○	○
⑦	自ら管理・運営している自動証明写真機の契約書(写) ※国・地方公共団体に設置し、3年以上管理・運営していることがわかるもの	○	○
⑧	委任状[代表者から委任を受け、代理人で入札、契約等を行う場合](様式3号)	○	

※ ③、④及び⑤については発行後3か月以内の原本とします。⑤については申込日に取得できる、直前の年分のものとします。法人については法人税を、個人については所得税の納税証明書を提出してください。

※代理人が入札、契約等を行う場合は、①入札参加申込書②誓約書も代理人名義でご記入ください。

## 8 入札参加申込書及び提出書類の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和6年11月28日(木) 午後4時まで
- (2) 受付日時 令和6年11月18日(月) から令和6年11月28日(木) までの

午前9時から午後4時まで

ただし、正午から午後1時までの時間帯並びに土曜日、日曜日、祝日は受け付けていません。

- (3) 提出場所 板橋区板橋二丁目66番1号  
板橋区役所 南館5階22番窓口  
区民文化部戸籍住民課マイナンバーカード交付推進係
- (4) 提出方法 窓口に直接持参のみとする。

## 9 入札参加資格の審査及び通知

区において入札参加資格の審査を行い、審査結果を入札参加申込書の「事務担当者」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛てに送信します。

送信予定日 令和6年12月2日（月）

## 10 質問及び回答

- (1) 質問期間 令和6年12月2日（月）から令和6年12月5日（木）午後4時まで
- (2) 質問方法 質問は、電子メールにてお願いします。  
質問受付電子メールアドレス  
kb-mynumber@city.itabashi.tokyo.jp
- (3) 回 答 令和6年12月11日（水）午後4時までに、入札参加申込書の「事務担当者」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛てに、質問に対する回答を送信します。

※ 質問内容及びその回答は、質問者を伏せてすべての入札参加者に送信します。

## 11 入札及び開札の執行について

- (1) 会 場 板橋区板橋二丁目66番1号  
板橋区役所 本庁舎 南館 災害対策室
- (2) 日 時 令和6年12月16日（月） 午前10時00分  
※ 当日は時間に余裕を持ってご来庁ください。なお、庁舎駐車場のサービス券等は発行しません。公共交通機関等をご利用ください。
- (3) 入札方法  
入札書（様式4号）に必要な事項を記載し、記名押印（入札参加申込書、契約書に使用する印鑑に限る。）のうえ、封書に入れて、入札箱に投函してください。
- (4) 入札金額
- ① 入札金額は、月額貸付料を記入してください。
  - ② 税抜き額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記入してください。
  - ③ 内訳（6つの物件）の合計額を記入してください。

入札書に内訳書を添付する必要はありませんが、契約書等を作成の際に使用しますので、内訳金額は、それぞれの最低入札価格を下回らないように設定してください。

- (5) 落札決定価格  
入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。

(6) 入札保証金 入札保証金は免除とします。

(7) 入札及び開札に係る事項

入札及び開札に係る基本的事項は、「競争入札参加者心得【紙入札案件用】」の第9条から第22条の規定によります。(心得から)

## 12 落札者の決定方法

(1) 最低入札価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(2) 落札者となるべきものが2者以上あるときは、当該入札者がくじを引いたうえで、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない区職員がくじを引くものとします。

## 13 契約の締結に係る事項

(1) 契約書等

① 別途「区有財産有償貸付契約書」により、契約を締結するものとします。

② 契約保証金は免除とします。

③ その他契約の締結に係る事項については、「競争入札参加者心得【紙入札案件用】」の第23条及び第24条の規定によります。

(2) 契約締結の名義

入札参加申込書に記載された名義で締結します。

## 14 担当・問い合わせ先

区民文化部戸籍住民課マイナンバーカード交付推進係 城本

電話 03 (3579) 2724 (直通)

電子メールアドレス kb-mynumber@city.itabashi.tokyo.jp

所在地 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所 南館 22番窓口